

## 編集後記

本年の9月20日に、国立大学長・大学共同利用機関長等会議に於いて文部大臣が、国立大学の「独立行政法人化」を平成12年度のできるだけ早い時期までに具体的な方向について結論を得たいと発表し、独立行政法人化することがほぼ決定した。この問題については、本年4月の閣議決定により「大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る」ことに基づいており、だいが急いでいる様子が窺える。

国立大学の「独立行政法人化」の意義としては、第1に、国立大学が自主性・自律性を高め、自己責任を果たすためには、できる限り自らの権限と責任において大学運営ができるよう、欧米諸国の大学と同様、法人格を持つことが適当である。という点にあるという。これまで国立大学には他の行政分野に比べて、教育研究の実施や教員人事等の面で一定の自主性・自律性と自己責任が認められてきたが、国家行政組織の一部にとどまる限り文部大臣の広範な指揮監督権が及ぶため、その自主性・自律性と自己責任には自ずから限界がある、としている。今後、国立大学がさらに自主性・自律性を高め、自己責任を社会に対して全うするためには、国家行政組織の一部ではなく、自ら権利・義務の主体となって、できる限り自らの権限と責任において大学運営に当たることが望ましいという。

意義の第2は、大学の自主性・自律性の拡大という点であるという。各大学の自主性・自律性が拡大すれば、それに伴い各大学の運営責任も当然重くなる。各大学の運営体制について、教育研究の効果的・効率的な実施に向けて、機動性や責任性を高めるなど、学長のリーダーシップの下に、適時適切な意思決定を行い実行できるものに見直し、工夫していく必要があるという。

意義の第3は、各大学の個性化の進展という点にあるという。各大学の自主性・自律性が拡大することにより、教育研究や教職員配置など運営全般について、これまで以上に自由な制度設計が可能となり、各大学の個性化の一層の進展が期待されるという。

このように良い面が並べられてはいるが、一定のものについては役員・職員に国家公務員の身分を与える、あるいは財源措置・施設整備・会計制度など先が良く見えない点も多い。読者はどう考えるでしょうか。

( 畠山勝義 )